平成２４年（フ）第１８５号
広島市南区比治山町３番７―408号
債務者　清長　広章
1　決定年月日時　平成24年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２２５号
広島県安芸郡坂町小屋浦１丁目７番３―206号
債務者　大谷美和子
1　決定年月日時　平成24年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２９２２号
福岡県春日市下白水南６丁目125番地
債務者　中山　隆浩
1　決定年月日時　平成24年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２１号
佐賀県伊万里市新天町512番地20
債務者　井手　良子
1　決定年月日時　平成24年４月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２４年（フ）第２２号
佐賀県西松浦郡有田町立部乙20番地
債務者　花畠　一子
1　決定年月日時　平成24年４月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２４年（フ）第１６８号
熊本市東区東野４丁目15番28号
債務者　三宅　昌弘
1　決定年月日時　平成24年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２４年（フ）第１７３号
熊本市西区田崎本町６番16―605号
債務者　石田　和子
1　決定年月日時　平成24年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２４年（フ）第１８３号
熊本市北区四方寄町749番地
債務者　牧　　良司
1　決定年月日時　平成24年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２４年（フ）第１８４号
熊本市北区四方寄町749番地
債務者　牧　由利子
1　決定年月日時　平成24年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２４年（フ）第２０８号
熊本市東区桜木１丁目４番４号　プレジール桜木Ａ―102
債務者　橋本　晃臣
1　決定年月日時　平成24年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２４年（フ）第２０９号
熊本市東区桜木１丁目４番４号　プレジール桜木Ａ―102
債務者　橋本　充世
1　決定年月日時　平成24年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２４年（フ）第２１５号
熊本市南区日吉２丁目12番56号
債務者　高群　英雄
1　決定年月日時　平成24年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２４年（フ）第２０号
北海道浦河郡浦河町東町かしわ２丁目４番１―302号
債務者　山下　孝之
1　決定年月日時　平成24年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２４年（フ）第１２号
東京都町田市三輪町1865―１コンソラーレ101号室
債務者　千田　米子
1　決定年月日時　平成24年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２４年（フ）第１１号
秋田県にかほ市金浦字高森106番地４　高森団地７―３
債務者　佐藤恵美子
1　決定年月日時　平成24年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２４年（フ）第２８号
福島県いわき市平下荒川字鶴ケ町53番地の５藤岡貸家３号棟
債務者　櫛田　和保
1　決定年月日時　平成24年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２４年（フ）第２９号
福島県いわき市平下荒川字鶴ケ町53番地の５藤岡貸家３号棟
債務者　櫛田　弘子
1　決定年月日時　平成24年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２４年（フ）第３３号
福島県いわき市鹿島町御代字柿境34番地　市営住宅６―21
債務者　鈴木　壽子
1　決定年月日時　平成24年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで
福島地方裁判所いわき支部